

17行第131号
平成18年2月1日

水野 昇 様

尾張旭市長 谷口 幸治

陳情について（回答）

地方自治法第100条に基づく議会の調査権限、いわゆる「百条調査権」については、法に規定された議会に固有の調査権限です。したがって、議会がこの調査権を行使するためには、議員提出の議案等により、目的となる事件を定めて調査を行う旨の議決が必要となる場所であり、調査のための特別委員会を設置する場合においても、議会の権限を委員会に付与する旨の議決が必要であり、その発案権は議員に専属しています。

また、臨時議会の招集は、緊急に審議すべき事件が発生した場合に特定の事件に限ってこれを審議するために、地方自治法第102条第3項の規定に基づきこれを行うことができますが、発案権が議員に専属するもの場合には、「議員定数の4分の1以上の者から、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求」が必要であり、付議すべき事件についても予め告示する必要があります。

したがって、陳情のありました、地方自治法第100条に基づく調査を行うための委員会設置を審議する臨時議会の招集につきましては、現段階においては議員からの招集の請求が無いことから、発案権が議員に専属する事件を長が付議することとなり、地方自治制度における議会の地位や法によって付与されている議会の権限から判断しても、適当ではないと判断します。

担当 総務部行政課文書係

電話 0561-53-2111

内線 254